

第3回権利擁護部会

日時	平成21年8月7日(金) 10:00~12:15
場所	障害者支援センター松が丘園
出欠	出席 9名・欠席 0名
議事	<p>1 成年後見制度の利用促進に関する課題抽出と整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市では、成年後見制度の利用促進を前向きに考えてもらえると期待している。民間任せではなく、ある程度公的な所での取り組みを考えていくべきだと思う。 ・課題整理の結果、一つは、アンケート結果から制度自体を知らない人が多いことが分かった。これでは、利用促進を図ることも出来ない。二つ目は、制度として敷居が高すぎる、ということ。利用に至るプロセスが大変で、手続きする必要性やメリットがわからない、というものだった。 ・保健福祉総合相談課の窓口では、成年後見に関しては、障害者よりも高齢者の相談が多い。高齢者は財産関係で後見の相談にくるケースがほとんど。 ・あんしんセンターでは、後見人がついて移管した方が去年は5人。今年に入って3人。うち2人は任意後見人がつき、1人は市長申し立てをした。意思能力がなくなったら、後見人に移管するという流れになっている。 ・判断能力の部分で、契約が難しいことは重々理解しているが、まずはあんしんセンターが受けてくれれば、親とあんしんセンターの利用を一緒にやっていく中で、やはり今後は後見人を利用していこう、という流れも作れるかもしれない。 ・財産管理の必要な人がいて、でも、あんしんセンターの利用が出来ない人をどうカバーしていくか。 ・成年後見制度を知らない人には、あんしんセンターの制度も含め、情報提供や利用啓発をしていく必要があるかもしれない。 ・成年後見制度の利用について、本人から直接相談にくることはない。福祉関係者へPRしてもらおうのがいいだろう。 ・後見制度の利用を、親は費用をかけてまで必要と思っていない。しかし、福祉施設の職員は必要だと思っている。そのギャップがある。お金の使い方、契約など、日々接している職員が恣意的に操作してはいけない。第三者の立場でのチェックが欲しい。 ・後見人は、主に財産管理をやればいいのか。福祉の側は、身上監護的な部分は施設でやります、となるが、親の考えは違うのではないか。 ・やはり費用がかかるのが一番のネック。いくら報酬請求・付与されるかわからない状態だと、申立ては出来ない。 ・親が後見人になるのもいいと思うが、それにはもっと手続きが簡単にならないといけない。 ・公的なところの法人後見だと、組織で対応してもらえるので、この形態を望むところ。社協にやってもらうのが一番いい。

2 市の権利擁護に関する取り組みについての説明（障害福祉課より）

- ・市でも「成年後見制度の利用推進」のことで検討を進めている部分があるので、整合性を図るために、説明に来た。
- ・市全体では、介護予防推進課が成年後見制度を担当している。障害者関係は、昨年度から障害福祉課が事務的な部分をやることになった。
- ・市長申立ては、身寄りのない人が対象で、報酬関係も市で負担するもの。障害者の利用は、平成18年度0件、平成19年度2件、20年度は5件だった。この部分の対象拡大の要望が出ている。身寄りがあっても、何らかの理由で親族が対応できない場合は、市長申立てをしている。方向性としては、財産的な理由で利用できない人にも対応する。
- ・成年後見は、制度自体が知られていないので、宣伝していかななくてはならない。
- ・社協が、法人後見に取り組んでいきたいという声があり、研究している。
- ・社協で法人後見をやれば、あんしんセンターから移行もしやすい。市としては、法人後見としてサービスを実施して欲しいと考えている。社協と調整中だが、未定の段階。
- ・また、利用者が増えた場合、対応できなくなる。対策として、市民後見の養成も検討している。

< 障害福祉課の説明・報告を受けて >

- ・法人後見をやっていると、被後見人についてあらゆる連絡が来てしまうらしい。長期休みや24時間の対応など、関係者と協力しながらやっていくのがいいと思う。
- ・弁護士でも事実行為をやることがあるようだが、すべてやるのは難しい。どうすればうまくいくか。
- ・市の考えの概略は、良いと思った。法人後見を社協が取り組む予定とのことだが、中身が問題。身上監護はどこまでやるのか。

3 次回の議題について